

海老名市地域公共交通協議会傍聴規程

平成 26 年 10 月 23 日制定

平成 27 年 1 月 29 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 6 月 10 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、海老名市地域公共交通協議会規約第 7 条に基づき、海老名市地域公共交通協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第 2 条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴者名簿（様式 1）に自己の住所及び氏名を記載し、係員の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴者の定員)

第 3 条 会議の傍聴を認める者の定員は、5 人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。

(報道機関の特例)

第 4 条 報道機関による会議の傍聴については、別に認めるものとする。

2 報道機関が会場内の写真撮影、録画及び録音等を行う場合は協議会の開始前までに限りこれを認めるものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

(傍聴することができない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 協議会を妨害するおそれのある器物等を携帯している者
- (3) その他会長が傍聴を不相当と認めた者

(禁止行為)

第 6 条 会議の傍聴者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 写真、映画等を撮影し、録音等を行うこと。ただし、会長の許可を受けた者については、この限りではない。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (5) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

(違反に対する措置)

第7条 会長は、傍聴者が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、平成26年10月23日から施行する。

この規程は、平成27年1月29日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年6月10日から施行する。

様式1 (第2条関係)

傍聴者名簿		
No. _____		
会 議 名		
開 会 年 月 日		
傍聴 希望者	住 所	
	連絡先	
	氏 名	

傍聴許可票

No. _____

年 月 日 一般社団法人海老名市地域公共交通協議会
(当日限り)

※再度入場する場合は、本票を係員に提示してください。

(備考) この大きさは、適宜変更することができる。